

業務名 : 公共施設への太陽光発電設備等設置及び電力供給業務

質問に対する回答書

質問 番号	質問	回答	
		西原浄水場	クリーンセンターまにわ
1	○発電の支障となる樹木等の伐採・剪定について。 クリーンセンターまにわ ストックヤード東側屋根上の一部に、隣接樹木による影となる箇所がある。 1 当該樹木の伐採・剪定は可能か。 2 可能である場合、伐採・剪定は、発注者・PPA事業者どちらの対応となるか。	—	1 スtockヤード東側屋根上の隣接樹木について、伐採及び剪定は可能です。 2 1についてはPPA事業者においてご負担願います。
2	○電気配線について 施設建屋から太陽光発電設備までは、架空配線でよいか。	施設建屋から太陽光発電設備までの配線は、架空でも埋設でも可とします。ただし、施設運転に支障がないよう施工、管理してください。	左に同じ
3	○電力、水道の使用について 1 業務期間中に使用する電力・用水は、対象施設にて利用可能か。 2 可能な場合、費用負担はどのようにするか。 ※用水とは、機材や現場の洗浄、その他飲用水に限らない水をいう。	1 西原浄水場では電力及び水道の使用は不可。 PPA事業者は、必要に応じて電力又は水道加入の申込みをしてください。（引き込み場所は、要協議） 2 電力及び水道利用の費用は、PPA事業者の負担とします。	1 クリーンセンターまにわでは電力及び水道利用可能。ただし、水道については、利用する量によって施設運営に支障をきたす場合があるので、別途協議が必要。電気についても協議により、発電機持ち込みをお願いすることがあります。 2 電力及び水道利用の費用負担は、協議により使用可能な部分についてはクリーンセンターまにわが負担します。

4	○施工における停電時間の制約について 受電盤改造時の停電可能な時間、遮断不可の設備について教えてください。	西原浄水場では、3時間～4時間程度の停電が可能です。 （停電可能時間は、状況により変動します） 発電機を持ち込んで作業する場合は別途協議とします。	停電は営業時間及び焼却炉稼働時間内は不可。営業時間及び焼却炉稼働時間外（夜間、休祝日）での作業は可。発電機を持ち込んで作業する場合は別途協議とします。
5	○工事期間中の仮設事務所・仮設トイレの設置について。 仮設事務所・仮設トイレは、対象施設内に設置可能か。可能な場合、留意事項について教えてください。	西原浄水場内への仮設事務所・仮設トイレ設置は不可。太陽光発電設備設置エリアの隣接の空き地への仮設事務所・仮設トイレ設置は可とします。別添PDFのとおり。	設置は可能です。（設置場所は別途協議）また、クリーンセンターまにわのトイレは使用可です。
6	○仕様書4業務内容（1）ア構造調査 「構造設計に問題が生じる施設や構造計算が困難な施設は本事業における設備設置の対象としない。」 とあるが、仮に構造計算の結果耐荷重等の関係から設置不可との結論となった場合、どのような対応が必要となるか。 例）代案検討、代替設置候補の検討など	-	構造計算の結果、耐荷重等の関係から設置不可との結論となった場合は、次の①、②を提案すること。 ①仮に設置可能である場合の提案を示し設置不可の根拠を示すこと。 ②代替案を示すこと。
7	○蓄電池設置が必須か否か 実施要領書には蓄電池に関する記述がないが、仕様書「4業務内容（1）エ蓄電池の容量」には蓄電池に関する記載があり蓄電池必要と読み取れる。本事業において蓄電池設置が必須か否かを示してほしい。	本事業において蓄電池の設置は必須ではありません。ただし、独自提案により蓄電池設置を提案する場合は、仕様書に従ってください。 なお、独自提案によって蓄電池設置の提案をする場合は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和4年3月30日 環政計発第2203303号）2-イ-(エ)蓄電池」の条件に適合するようにしてください。※当該要領については必ず最新のものを参照してください。	

8	○蓄電池導入が必須だと仮定した場合の取扱いについて 蓄電池導入が必須だと仮定した場合、電池への系統充電は不可との解釈でよろしいか。 最適容量にて設計した太陽光発電設備が発電した電力が余剰することなく自家消費出来るとなった場合（余剰無し、余剰が限りなく少ない等）でも、蓄電池は必要と考えるべきか。	必須でないので回答できません。上記を参考にしてください。
9	本業務実施要領「2. 業務に要する費用（予定価格）」とありますが、上記金額についての解釈は下記の通りで宜しいでしょうか？ 発電設備設置事業費×2/3 (0.66667) = 27,412千円	お見込みのとおり。